契約変更理由書

神戸市

工　事　名	西須磨方面第32号線拡幅工事

契約変更後の工事概要

工事延長L=90m

土工	1式	車道舗装工	431m2	歩道舗装工	68m2
排水構造物工	1式	縁石工	1式	防護柵工	1式
区画線工	40m	照明工	N=1基	構造物撤去工	1式

（契約変更の理由）

・公安委員会との協議の結果、Ｔ字交差点部の視認性向上を目的に道路照明灯を1基新設することとなったため、照明工が増工となる。

・施工に伴い一時撤去し、その後再利用する予定であったフェンス用門扉の劣化状況が激しく再利用が困難であることから、現行門扉2基を処分した上で同数新設する必要が生じたため、防護柵工が増工となる。

（公表様式第６号）